

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途の明確化について

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴い、増収となった地方消費税交付金(社会保障財源化分)については、全て社会保障施策に充てることとされています。
令和6年度決算における社会保障関係経費の状況は、次のとおりです。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 (単位:千円)

		経 費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県) 支出金	村債	その他	引上げ分の 地方消費税 (社会保障財源 化分の市町村 交付金)	その他
民生費	社会福祉費	2,660,247	1,230,863		5,774	185,914	1,237,696
	老人福祉費	1,289,572	73,331		164,612	137,336	914,293
	児童福祉費	4,128,110	2,678,823		125,277	172,907	1,151,103
	小 計	8,077,929	3,983,017	0	295,663	496,157	3,303,092
衛生費	保健衛生費	761,999	140,670		51,741	74,384	495,204
	小 計	761,999	140,670	0	51,741	74,384	495,204
合計		8,839,928	4,123,687	0	347,404	570,541	3,798,296

※普通会計決算統計ベース